

環境負荷軽減型持続的生産支援事業  
【エコ畜事業】

よくある質問集

令和6年度版（ver1.0）

**I 事業参加者****【参加要件】**

- 問1 自然災害等により、事業年度内に一時的に生乳を出荷していない期間がある場合でも、交付金交付の対象となりますか。 … 生乳出荷要件
- 問2 経営の相続や移譲を行った場合、引き続き事業参加はできますか。 … 経営相続
- 問3 経営の相続や移譲手続きの間、生乳出荷できなかった場合はどうなりますか。 … 経営相続
- 問4 事業実施年度内に離農した酪農・肉用牛経営者に対して、交付金の交付は行われますか。 … 離農
- 問5 複合経営の場合、酪農、肉用牛どちらで申請をすればいいですか。 … 複合経営
- 問6 乳用育成農家は、事業に参加できますか。 … 乳用育成牛
- 問7 年度の途中で経営の種類（酪農経営・肉用牛経営）を変更する予定又は変更した場合、事業に参加できますか。 … 経営の分離
- 問8 同一経営者が、繁殖部門、肥育部門を分けて経営している場合は、繁殖部門のみで申請することは可能ですか。 … 肉用牛参加要件
- 問9 肉用牛経営で、出荷が年度末に予定されている場合は、出荷する前に交付申請をすることは可能ですか。 … 肉用牛参加要件

**【飼養頭数確認】**

- 問10 生乳出荷者名と牛個体識別管理者の登録者名は一致している必要がありますか。 … 牛個体識別管理者
- 問11 農場や畜舎が複数あり、個体識別管理者番号が複数ある場合は、どのように申請したら良いですか。 … 牛個体識別管理者

**【集団、組織】**

- 問12 酪農・肉用牛経営者組織として参加申込をしたが、一部の構成員が取組要件をクリアできなかった場合は、どうなりますか。 … TMRセンター

**II 飼料作物作付地****【飼料作物作付地】**

- 問13 飼料作物作付地が、複数の地方農政局等の管轄区域に跨っている場合は、どこの農政局に申請したら良いですか。 … 申請方法
- 問14 飼料作物の播種と収穫が年度をまたぐ場合、飼料作物作付けとして認め、面積をカウントできますか。 … 作付け時期
- 問15 永年生牧草の草地で春・夏は放牧を行い、同じ土地で秋に単年生牧草を播種して冬に収穫している場合、2期作の面積としてカウントが可能ですか。 … 2期作

### 【算入条件】

- 問16 農地以外の地目（宅地・山林等）であっても、飼料作物作付面積として算入できますか。 … 地目
- 問17 食用の小麦の収穫後に、秋冬作の飼料作物（イタリアンライグラス、飼料用エン麦等）を作付ける場合は、飼料作物作付地に該当しますか。 … 飼料作物

### 【契約栽培】

- 問18 水田活用の直接支払交付金の契約書（利用供給協定書）を耕種農家との契約栽培の契約書としても良いですか。 … 契約書

### 【面積の確認】

- 問19 面積の確認は、GPS、GIS及び航空写真を使ってもいいですか。 … 面積の確認方法
- 問20 農地基本台帳に記載された面積より実測面積が大きい場合は実測面積で参加申込をしてもいいですか。 … 面積の実測
- 問21 現地確認で、参加申込に記載された面積と実際の作付面積が異なっていた場合、どうしたら良いですか。 … 面積の修正
- 問22 農業委員会で整理している農地基本台帳等に記載されている土地の一部（分筆の一部）で飼料作物が作付けされている場合、面積の確認行為を行うには土地の実測が必要ですか。 … 分筆

## Ⅲ 取組内容

### 【基本1. 放牧の実施】

- 問23 酪農・肉用牛経営者間で預託する場合、預託先、預託元のどちらの取組としてカウントすればいいですか。 … 預託
- 問24 乳用牛の育成農家が、放牧の取組を行う場合、放牧日数は1頭当たり何日必要となりますか。 … 乳用育成牛
- 問25 乳用後継牛について、預託と自家育成の両方を行っている場合は、放牧対象牛はどのようになりますか。 … 放牧対象牛
- 問26 放牧について、乳用後継牛を預託する場合の放牧面積は、交付対象面積となりますか。 … 預託

### 【基本2. 飼料作物の不耕起栽培】

- 問27 1作目を収穫した後に2作目で不耕起栽培した場合も取組として認められますか。 … 取組面積
- 問28 「簡易更新」の方法に制限はありますか。 … 簡易更新
- 問29 前年の作物収穫後に耕起した場合、翌年度の取組メニューを不耕起栽培にすることは可能ですか。 … 時期

### 【基本3. 化学肥料利用量の削減】

- 問30 牧草からデントコーンに更新する場合は草地更新として認められますか。 … 草地更新

### 【特認1. 国産副産物の利用促進】

問31 不整形野菜については、農協等による共同選別集荷をしている耕種農家との契約ができないため、選果場から入手しても良いですか。 … 不整形野菜

### 【特認3. 農薬使用量の削減】

問37 「やむを得ず農薬を使用する場合」はどのようなことですか。 … 農薬使用条件

問38 散布する面積を減らすことで3割以上削減としてもいいですか。 … 削減方法

問39 無農薬栽培に取り組んでいる場合、慣行基準を確認する必要はありますか。 … 慣行基準

### 【特認4. 草地のピンポイント更新技術の活用】

問40 1番草の時期に植生解析（センシング）し、2番草を刈り取る前に、通常は牧草の全面積に追肥するが、植生解析により不足している部分に多めに施肥した場合、対象となりますか。 … 追加施肥

問41 2番草を刈り取った後に植生解析をし、追肥等を行うことは、草地のピンポイント更新技術の取組の対象となりますか。 … 取組時期

### 【有機飼料の生産】

問42 参加申込時は、JAS認証の申請中であり、年度内に認証取得予定の場合は交付対象となりますか。 … 有機JAS認証

問43 有機飼料生産の取組で、以下の場合、事業に参加できますか。 … 認証の取得者

【生産者①】  
有機飼料の認証を受けており、飼料作物を栽培している

【生産者②】  
生産者①の土地で放牧を行い、有機畜産の認証を受けている

## IV その他

問44 以下の場合、水田活用の直接支払い交付金と重複して受け取ることはできますか。 … 他の事業との重複

(1) 酪農・肉用牛経営者が自分の土地で転作した場合  
(2) 酪農・肉用牛経営者が耕種農家から作業を受託し転作した場合  
(3) 酪農・肉用牛経営者が耕種農家との契約栽培により飼料の供給を受けた場合

番号	問い	答え	キーワード
<b>I 事業参加者</b>			
<b>【参加要件】</b>			
問1	自然災害等により、事業年度内に一時的に生乳を出荷していない期間がある場合でも、交付金交付の対象となりますか。	自然災害、行政指導、機材トラブル等によりやむを得ず一時的に生乳出荷を停止した場合は、原因が解消した後、速やかに生乳出荷が再開された場合は交付金の交付対象とすることが可能です。出荷できなかった原因や期間等が確認できる罹災証明書、指導書、写真などの資料を保存して下さい。	生乳出荷要件
問2	経営の相続や移譲を行った場合、引き続き事業参加はできますか。	相続や経営移譲を受け、引き続き取り組みを行うことが可能である場合は、変更申請を行うことにより継続して事業参加が可能です。 ただし、事業の一部のみを継承する場合、合併した場合等、同一の経営と見なせない場合については、改めて審査が必要となるため、農政局に相談してください。	経営相続
問3	経営の相続や移譲手続きの間、生乳出荷できなかった場合はどうなりますか。	経営の相続や経営移譲の手続のため、一時的に生乳等の出荷を中断した場合は、理由と中断期間を農政局等に申し出て確認を受けることで、生乳出荷の要件を満たしていると判断されます。	経営相続
問4	事業実施年度内に離農した酪農・肉用牛経営者に対して、交付金の交付は行われますか。	本事業は、持続的な酪農・肉用牛経営を図る上で温室効果ガス排出削減に取り組むことを目的とした事業であることから、事業実施年度内に離農した酪農・肉用牛経営者については、交付金交付の対象とはなりません。	離農
問5	複合経営の場合、酪農、肉用牛どちらで申請をすればいいですか。	酪農経営と肉用牛経営で取組の要件が異なることから、原則として、酪農経営と肉用牛経営に分けて実施計画を作成し、参加申し込みを行う必要があります。この場合、牛個体識別管理者番号（頭数確認のため）、飼料作物作付地、生産した飼料を酪農経営と肉用牛経営で分けて管理されている必要があります。	複合経営
問6	乳用育成農家は、事業に参加できますか。	搾乳牛がおらず乳用育成牛のみを飼養している経営者については、育成牛は搾乳牛と比べ温室効果ガス排出量が少ないことから肉用牛経営者と同様の扱いで参加できます。	乳用育成牛
問7	年度の途中で経営の種類（酪農経営・肉用牛経営）を変更する予定又は変更した場合、事業に参加できますか。	年度の途中で経営の種類を変更し、継続して事業への参加を希望する場合は、変更後に要件を満たしているか確認するため、変更申請が必要です。	経営の分離
問8	同一経営者が、繁殖部門、肥育部門を分けて経営している場合は、繁殖部門のみで申請することは可能ですか。	同一経営体であっても、各部門で、個体識別管理者番号（頭数確認のため）、飼料作物作付地及び生産した飼料を明確に区分できる場合は、一部の部門のみで申請することが可能です。	肉用牛参加要件
問9	肉用牛経営で、出荷が年度末に予定されている場合は、出荷する前に交付申請をすることは可能ですか。	交付申請期間内に申請を行う必要があるため、確実に出荷が予定されている場合は、見込みで交付申請することが可能です。ただし、出荷ができなかった場合は、要件を満たさないため、交付金を返還する必要が生じますので、農政局に連絡してください。	肉用牛参加要件
<b>【飼養頭数確認】</b>			
問10	生乳出荷者名と牛個体識別管理者の登録者名は一致している必要がありますか。	牛個体識別管理者の登録者が生乳出荷者と同一の経営に従事している場合（家族、法人の構成員等）は、異なっても差し支えありません。	牛個体識別情報
問11	農場や畜舎が複数あり、個体識別管理者番号が複数ある場合は、どのように申請したら良いですか。	経営内の飼養頭数を正しく確認するため、複数の個体識別管理者登録をしている場合は、すべて記載してください。	複数の牛個体識別情報
<b>【集団、組織】</b>			
問12	酪農・肉用牛経営者組織として参加申込をしたが、一部の構成員が取組要件をクリアできなかった場合は、どうなりますか。	取組要件をクリアできない構成員を除いた実施計画を作成し、再度参加申込の確認を受ける必要がありますので、農政局に相談してください。	TMRセンター

番号	問い	答え	キーワード
<b>Ⅱ 飼料作物作付地</b>			
<b>【飼料作物作付地】</b>			
問13	飼料作物作付地が、複数の地方農政局等の管轄区域に跨っている場合は、どこの農政局に申請したら良いですか。	酪農経営者の住所（主たる事務所）のある場所を管轄する地方農政局等に申請してください。	申請方法
問14	飼料作物の播種と収穫が年度をまたぐ場合、飼料作物作付けとして認め、面積をカウントできますか。	事業実施年度内に作付及び収穫される場合のみ、飼料作物作付地として申請することが可能です。 但し、播種と収穫を同じ周期で繰り返していることを示せる場合は、年度（4月から翌年3月）を越えて収穫している場合であっても、飼料作物作付地として算入することが可能です。農政局にご相談ください。	作付け時期
問15	永年生牧草の草地で春・夏は放牧を行い、同じ土地で秋に単年生牧草を播種して冬に収穫している場合、2期作の面積としてカウントが可能ですか。	永年生（1作目）、単年生（2作目）の2期作と考えられるため、作付け面積としてカウントすることが可能です。	永年生、単年生の2期作
<b>【算入条件】</b>			
問16	農地以外の地目（宅地・山林等）であっても、飼料作物作付面積として算入できますか。	飼料作物が作付されている土地であれば、どのような地目でも作付面積として算入できます。	農地以外の地目
問17	食用の小麦の収穫後に、秋冬作の飼料作物（イタリアンライグラス、飼料用エン麦等）を作付ける場合は、飼料作物作付地に該当しますか。	事業年度内に飼料作物を作付・収穫する場合は、飼料作物作付地として申請することが可能です。	飼料作物
<b>【契約栽培】</b>			
問18	水田活用の直接支払交付金の契約書（利用供給協定書）を耕種農家との契約栽培の契約書としても良いですか。	耕種農家等との契約栽培では、①耕種農家等又はコントラクター等が作付けを行う飼料作物作付面積を明らかにすること及び②酪農・肉用牛経営者等は耕種農家等又はコントラクター等が行う業務若しくは、生産された飼料作物に対する対価を支払う（現物相殺も含む）ことを約した契約が必要です。 上記の2つを満たした利用供給協定書であれば、契約書に代えられることとします。	契約書
<b>【面積の確認】</b>			
問19	面積の確認は、GPS、GIS及び航空写真を使ってもいいですか。	飼料作物作付面積の確認については、原則として公的機関等の書類により明確にしている面積を記載する必要があります。書類での確認ができない場合は、GPS、GIS及び航空写真等による実測等の手段により面積を明確にするものとします。	GPS、航空写真
問20	農地基本台帳に記載された面積より実測面積が大きい場合は実測面積で参加申込をしてもいいですか。	公的機関等の書類により明確にしている面積で申請することが原則であり、実測値が異なっても農地基本台帳に記載された面積で申し込むこととなります。 ただし、分筆されないまま利用しているなど公的機関の書類では確認が明らかに困難な場合は、実測等の手段により面積を明確にするものとします。	実測面積
問21	現地確認で、参加申込に記載された面積と実際の作付面積が異なっていた場合、どうしたら良いですか。	現地確認において、参加申込時の作付面積より少ない面積で飼料作物が作付けされていることが判明した場合は、現地確認時の面積に変更申請する必要があります。ただし、参加申込時の面積が上限となるため、参加申込時より多い面積に変更することはできません。	飼料作物作付面積修正
問22	農業委員会で整理している農地基本台帳等に記載されている土地の一部（分筆の一部）で飼料作物が作付けされている場合、面積の確認行為を行うには土地の実測が必要ですか。	面積を確認できる書類等がなければ簡易測量やGPS等による実測等により面積を明らかにし、その記録を保管することが必要です。	飼料作物作付面積確認

番号	問い	答え	キーワード
<b>Ⅲ 温室効果ガス排出削減の取組</b>			
<b>【基本1. 放牧の実施】</b>			
問23	酪農・肉用牛経営者間で預託する場合、預託先、預託元のどちらの取組としてカウントすればいいですか。	どちらの取組とするか選択が可能ですが、預託管理台帳、契約書等による確認を行い、取組が重複しないように管理する必要があります。	預託
問24	乳用牛の育成農家が、放牧の取組を行う場合、放牧日数は1頭当たり何日必要となりますか。	搾乳牛がおらず乳用育成牛のみを飼養する経営者は、肉用牛経営者と同じ扱いとして事業に参加するため、放牧に取り組む場合は1頭当たり120日以上放牧を実施する必要があります。	乳用育成牛
問25	乳用後継牛について、預託と自家育成の両方を行っている場合は、放牧対象牛はどのようになりますか。	預託した育成牛及び自身が飼養している育成牛の合計頭数が放牧対象牛となります。放牧の取組は、預託放牧と自家放牧を組み合わせ実施することが可能です。	放牧対象牛
問26	放牧について、乳用後継牛を預託する場合の放牧面積は、交付対象面積となりますか。	交付対象面積に預託先の放牧面積を含むことはできません。	預託
<b>【基本2. 飼料作物の不耕起栽培】</b>			
問27	1作目を収穫した後に2作目で不耕起栽培した場合も取組として認められますか。	2作目で不耕起栽培を実施した場合には、2作目の面積が取組として認められます。	不耕起栽培要件
問28	「簡易更新」の方法に制限はありますか。	播種牧草の発芽・定着を図るために、簡易な土壌処理等をして播種する方法です。表層攪拌法や作溝法、不耕起法など様々な方法があるため、普及センターの指導やマニュアル等を参考に適切な方法で実施して下さい。	簡易更新
問29	前年の作物収穫後に耕起した場合、翌年度の取組メニューを不耕起栽培にすることは可能ですか。	前年に耕起した土地であっても、事業実施年度に耕起せずに飼料作物を作付け・収穫した後、翌年の作付けまで耕起しないことで不耕起栽培の取組とすることが可能です。	不耕起栽培時期
<b>【基本3. 化学肥料利用量の削減】</b>			
問30	牧草からデントコーンに更新する場合は草地更新として認められますか。	牧草からデントコーンに更新する場合は、草地更新となりません。デントコーンでの化学肥料削減の取組となります。	化学肥料の削減要件
<b>【特認1. 国産副産物の利用促進】</b>			
問31	不整形野菜については、農協等による共同選別集荷をしている耕種農家との契約ができないため、選果場から入手しても良いですか。	飼料に調製されたものでなければ、選果場や農協から入手しても問題ありません。一方で、飼料供給を業としている会社等からの飼料購入は対象外となります。	不整形野菜
問32	副産物の利用（飼料の原料）で稲わら、麦稈は対象となりますか。	稲わらや麦稈は、飼料として一般的に利用されているため対象外となります。	稲わら、麦稈
問33	国産副産物を土壌改良材として利用する場合、前年秋に土壌分析し、本年作付前に散布しても良いですか。	事業実施年度に散布できれば、取組として認められます。	取組時期
問34	副産物（飼料）を無料で提供を受ける場合は、取組の対象となりますか。	事業の取組として無償で提供を受けることは差し支えありません。	無償提供

番号	問い	答え	キーワード
<b>【特認2. スラリー等の土中施用】</b>			
問35	スラリー等の散布の時期と作付けの関係はどうなりますか。	事業実施年度（単年度）内であれば、いつ散布しても問題ありませんが、スラリー等の散布による効果がある時期に散布して下さい。	取組時期
問36	スラリー等の土中施用の取組で鎮圧が必要とあるが、撒いた後にトラクターで踏むのは鎮圧とみなされますか。	鎮圧は、切り込み、散布したスラリーが表面に出ないようにするために行うものです。トラクターで踏まれるだけでは、スラリーを確実に土中に施用することはできず、表面に出てくる可能性があるため、鎮圧ではないと判断します。	鎮圧方法
<b>【特認3. 農薬使用量の削減】</b>			
問37	「やむを得ず農薬を使用する場合」はどのようなことですか。	草地更新以外の理由で、①普及員、農協の指導員の助言等により、農薬を使用した場合、②予期せぬ害虫、雑草の大量発生等により農薬を使用した場合です。	農薬使用条件
問38	散布する面積を減らすことで3割以上削減としてもいいですか。	農薬を散布する面積を減らし、飼料作物作付延べ面積で農薬の使用量を3割以上削減することも可とします。	農薬散布面積
問39	無農薬栽培に取り組んでいる場合、慣行基準を確認する必要がありますか。	無農薬栽培の場合は3割以上削減していることは明らかであるため、慣行基準の提出や保存を省略しても構いません。	慣行基準
<b>【特認4. 草地のピンポイント更新技術の活用】</b>			
問40	1番草の時期に植生解析（センシング）し、2番草を刈り取る前に、通常は牧草の全面積に追肥するが、植生解析により不足している部分に多めに施肥した場合、対象となりますか。	本事業の主旨は、温室効果ガス排出の削減であるため、「草地のピンポイント更新技術の活用」の取組においては、解析結果に基づいた必要箇所のみでの施肥が対象となります。全面積に施肥する際に、必要箇所に多めに施肥した場合は、事業目的を鑑みると温室効果ガスを排出削減しているとは言えないため、取組として認められません。	全面施肥
問41	2番草を刈り取った後に植生解析をし、追肥等を行うことは、草地のピンポイント更新技術の取組の対象となりますか。	2番草収穫後に植生解析に基づく必要箇所の部分的な施肥を行った後、3番草の収穫までを事業実施年度に実施した場合、または年度内に収穫を実施し翌年度の1番草のために堆肥等を行わない場合は対象となります。	取組時期
<b>【有機飼料の生産】</b>			
問42	参加申込時は、JAS認証の申請中であり、年度内に認証取得予定の場合は交付対象となりますか。	年度内に認証が受けられれば交付対象となりますが、認証取得後、年度内に現地確認や交付申請を行う必要があります。	有機JAS認証
問43	有機飼料生産の取組で、以下の場合、事業に参加できますか。 【生産者①】 有機飼料の認証を受けており、飼料作物を栽培している 【生産者②】 生産者①の土地で放牧を行い、有機畜産の認証を受けている	生産者①が「有機飼料の生産」の取組で、事業に参加する場合、生産者②は「有機飼料の生産」の取組で参加することはできません。 また、生産者②が「放牧」に取り組むことは可能ですが、生産者①の土地面積を申請することはできません。	有機飼料生産取組の重複
<b>IV その他</b>			
問44	以下の場合、水田活用の直接支払い交付金と重複して受け取ることができますか。 (1)酪農・肉用牛経営者が自分の土地で転作した場合 (2)酪農・肉用牛経営者が耕種農家から作業を受託し転作した場合 (3)酪農・肉用牛経営者が耕種農家との契約栽培により飼料の供給を受けた場合	(1)の場合、酪農・肉用牛経営者は、水活交付金とエコ畜交付金の両方を受け取ることができます。 (2)の場合、酪農・肉用牛経営者は、エコ畜交付金を受け取ることができます。 (3)の場合、耕種農家が水活交付金を受け取った面積については、酪農・肉用牛経営者のエコ畜交付金の対象面積から除外する必要があります。（契約栽培では、取組の実施は課されていないため）	水田活用の直接支払い